

<平塚市> ※4月1日にホームページに掲載

## 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金(国民健康保険の加入者)

### 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金とは

傷病手当金とは、一般的に被保険者が病気又はけがのため労務に服することができなくなった場合、その期間、一定額の金額を支給する制度です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、平塚市国民健康保険においても、支給することになりました。

### 支給要件

#### ○対象者

国民健康保険に加入している被用者(給与の支払いを受けている者に限る)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者  
ただし、他の社会保険等から傷病手当金等が支給される場合は、平塚市国民健康保険から傷病手当金は支給しません。

#### ○支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

#### ○支給額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 $\times 2/3$ ×日数

#### ○適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間

(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで)

※なお、仕事に就けなかった期間でも、給与等の全部又は一部を受けることができる方は、傷病手当金を支給しません。ただし、その受けることができる給与等の額が、上記で算定される支給額より少ないときは、その差額を支給します。

### 申請方法

申請には次の書類を御用意いただく必要があります。

- ・事業主が勤務状況(直近3か月間の就労日数及び療養のために休んだ期間)や直近3か月に支払われた給与を記載したもの
- ・医療機関が傷病名や労務不能と認められた期間等を記載したもの

指定の様式がありますので、申請する場合は、事前に保険年金課資格給付担当へ御連絡ください。

### 申請場所

平塚市役所本館 1階保険年金課 113番窓口(保険年金課資格給付担当)